

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 40

他人あての送付物がポストに入っていたら・・・

事例 自宅のポストに他人あての送付物が入っていました。どうしたらよいでしょうか。

●郵便の業務は、郵便法により日本郵便株式会社が行うこととされています。事例のような郵便物の誤配達の場合、郵便法により、郵便物の誤配達を受けた人が次のどちらかの方法で対応すべきと定められています。

・郵便物の表面に誤配達である旨を記載した付せん等を貼り、郵便ポストに投函する

●なお、郵便物でない送付物が誤配達されていた場合には、郵便ポストに投函することはできません。「これは郵便物ではありません」「〇〇メール便」などと表示された送付物には、配達事業者の連絡先も併せて表示されている場合が多いと考えられますので、表示されている配達事業者に連絡しましょう。

※郵便法により、他人あての郵便物を誤って開封してしまった場合は、郵便物を補修し、郵便物の表面に誤って開封した旨と自分の氏名・住所を記載した付せん等を貼って、郵便ポストに投函するか、郵便物の誤配達があったことを最寄りの郵便局、またはお客様サービス相談センターに連絡することとされています。

- ▼相談日時 月々 金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時
- ▼相談場所 上三川町消費生活センター(役場3階)
- ▼相談専用電話番号 0569153

上三川の自然災害

第六話 竜巻

1970年(昭和45)8月6日の夕方6時頃、ヒヨウをともなった強い風が町の南東部を襲いました。この時の被害は、人的被害として重傷者1、軽症者4、家屋全壊1、同半壊3、一部損壊73、そのほかカンピョウを中心とした農作物に大きな被害を与えました。

この強い風の正体は「竜巻」でした。

竜巻の数を調べる統計によれば、平成19年から25年までの間に、全国で年に12～37件の竜巻が起きているとされます。

栃木県内の例を見ても、平成22年に那須塩原で、平成23年に矢板市で、平成24年に真岡市で、そして平成26年には栃木・壬生・鹿沼を縦断するように竜巻が発生しました。

竜巻はいつ、どこで起きるかわかりません。しかし、その予兆を捉えることができます。そして、そのときに自分自身の命を守る方法を、事前に知ることが可能です。

上三川でも起きたことがあることを忘れず、今後も起きる可能性を理解しておきたいと思えます。



昭和45年の竜巻被害の様子
損害額は1億7千万円以上の
のぼったそうです

